

林災防発第131号
令和7年2月3日

会員事業場（林業関係） 各位

林業・木材製造業労働災害防止協会
会長 中崎和久
(公印省略)

林業・木材製造業労働災害防止協会栃木県支部
支部長 東泉清寿
(公印省略)

林業死亡労働災害多発警報発令に伴う「林業労働災害再発防止対策」の緊急要請

栃木県内の林業における死亡労働災害は、令和6年10月に1件、11月に1件発生し、2人(速報値)の尊い生命が失われており、極めて憂慮すべき事態となっています。

このため、林業・木材製造業労働災害防止協会会長が制定した「林業死亡労働災害多発警報発令要綱」(平成26年4月18日施行)に基づき、栃木県当支部長に対し、令和7年1月30日付け林災防発第265号により、「林業死亡労働災害多発警報」が発令されました。

死亡災害は、亡くなられた被災者やその家族にとって大変不幸なことであり、また、事業場にとっても経験知識を積んだ貴重な労働力が失われることとなります。

労働者の安全と健康の確保は、企業経営における最重要課題であり、経営トップ自らが強いリーダーシップを発揮し、率先して安全衛生活動に取り組むことが重要です。

これ以上労働災害を起こさないため、事業主の皆さまにおかれましては、経営トップが先頭に立ち自主的な労働災害防止活動を強化し、下記事項を速やかに実施されるよう要請いたします。

記

1. 「林業死亡労働災害多発警報」の発令期間

令和7年1月30日から令和7年4月末(3か月後の月末)まで

2. 林業労働災害再発防止対策

[事業主の取組事項]

(1) 林業死亡労働災害再発防止のため緊急集団指導への出席。

- (2) 経営トップとしてリーダーシップを発揮し、自主安全パトロールと一斉自主点検を実施する。
- (3) 「林業・木材製造業労働災害防止規程」を遵守し、規定事項を着実に実践する。
- (4) 「林業労働災害再発防止対策」を事業場の労働者に周知徹底し、事業主として着実な取組を実践する。
- (5) 死亡労働災害多発地域の事業主は、同地域内の事業主と連携し、自主的な緊急安全パトロールを実施する。
- (6) 警報発令期間終了後も、「林業労働災害再発防止対策」が実効あるものとなるように、再発防止を図るためのフォローアップを実施する。

[労働者の取組事項]

- (1) 労働者は、「林業・木材製造業労働災害防止規程」を遵守し、規定事項を着実に実践するとともに、事業主の指示に従い、安全に配慮した作業手順を忠実に守り、着実に実践する。
- (2) 労働者は、「林業労働災害再発防止対策」の取組事項を積極的に実践する。

3. 重点取組課題

上記2「林業労働災害再発防止対策」の他、特に次のことを重点取り組み課題として点的に取り組む。

- (1) 伐木作業における安全な作業手順（伐倒の基本・立入禁止区域厳守）の遵守。
- (2) 「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」及び「林業の作業現場における緊急連絡体制の整備等のガイドライン」に基づく措置の徹底。
- (3) 林業作業現場で複数の労働者が作業を行う場合、作業計画の策定、適正な山割（上下作業の禁止）、合図等の措置の徹底。
- (4) 斜面での移動や作業時における墜落・転落防止措置の徹底。
- (5) 「リスクアセスメント実践マニュアル [林業版]」の着実な実施。
- (6) 荷役作業時における運送業者等との連携・調整の徹底。
- (7) 非定常作業における就業前の安全衛生教育の徹底。
- (8) 交通事故防止のため、交通労働災害防止のためのガイドラインの徹底。

□事務局

宇都宮市新里町丁277-1

TEL 028-652-2153

担当：大貫、齊藤

「林業労働災害再発防止対策」 事業場の一斉自主点検の実施について

林業・木材製造業労働災害防止協会

栃木県内の林業における死亡労働災害は、令和6年10月に1件、11月に1件発生し、2人（速報値）の尊い生命が失われており、極めて憂慮すべき事態となっています。

当協会では、林業の死亡災害をこれ以上出さないようにするため、会長から会員の皆さまに「林業労働災害再発防止対策」の要請をさせていただき、事業場の一斉自主点検の実施をお願いすることといたしました。

これら死亡災害の内容を見ますと、伐倒作業がらみのものが多く、それも、本来作業で守るべき安全確保のための基本的な作業手順を励行していないことに起因するものが多発しています。

さらに、高年齢労働者の死亡災害も多く発生しています。

この一斉自主点検の実施に当たっては、別添「林業事業場の一斉自主点検表」に基づき事業主自ら自主点検を行い、事業場（事業所及び作業現場）の安全を今一度確認してください。

この結果「いない」の項目にチェックが付いた場合には、直ちに事業主、労働者が一丸となり改善して、労働災害のない安全な職場づくりに取り組んでください。

また、この点検表を複写して、現場作業の方々方に配付いただき、作業者自身でも作業内容にチェックしてみてください。

自主点検を実施した事業場は、チェックした自主点検表を林業・木材製造業労働災害防止協会栃木県支部に、ファックスにてご報告くださいますようお願いいたします。

なお、お送りいただいた点検表は、本労働災害再発防止対策以外には使用いたしません。

林業・木材製造業労働災害防止協会 栃木県支部

FAX : 028 (652) 1046

TEL : 028 (652) 2153

担当：大貫、齊藤

林業・木材製造業労働災害防止協会 栃木県支部

(事業場名)

林業事業場の一斉自主点検表

事業場名		現場名		従業者数	名
点検年月日	令和 年 月 日	点検者氏名			
	項 目	いる	いない	該当なし	
日常の安全衛生の取組	1 林災防の集団指導会等の安全衛生講習会に積極的に参加しているか。				
	2 危険予知活動を定期的実施しているか。				
	3 リスクアセスメントを実践しているか。(§ 17)				
	4 事業場(事業所及び作業現場)を整理、整頓、清掃、清潔にしているか。				
	5 保護帽、耳栓、保護手袋、保護めがね、防護衣などを着用させているか。				
	6 作業開始前にミーティング(TBM等)を実施しているか。				
	7 作業用具等の作業開始前点検、月例点検等を定期的実施しているか。				
	8 機械に異常を認めた場合、直ちに補修その他の措置を行っているか。				
	9 履き物はスパイク付きのものを履いているか。				
	10 緊急連絡の方法を定め、作業者に周知しているか。(§ 24, 25)				
振動工具	1 振動工具管理責任者を選任しているか。(§ 39)				
	2 チェーンソーの点検整備、目立てを行わせているか。(§ 40, 41)				
	3 チェーンソーの操作時間(連続10分、1日2時間)を守らせているか。(§ 43)				
伐木作業	1 「つる」を10分の1程度残し、受け口と追い口を正しく切っているか。(§ 66)				
	2 枝がらみ、つるがらみの立木を伐倒する場合は、伐倒前にできる限りからん いる枝やつる類を取り除いているか。(§ 75, 76)				
	3 伐倒作業等に際しては、合図確認と指差し呼称を励行しているか。(§ 65)				
	4 立木を伐倒する場合は伐倒木の樹高の2倍以上の距離の範囲内に、近接して 作業を行う場合は高い方の樹高の2.5倍の範囲内に、他の労働者を立ち入らせ ていないか。				
	5 かかり木処理作業は、フェリングレバー、けん引具などを使用して、適切な かかり木処理を行っているか。(§ 70)				
機械関係	1 作業指揮者を定めているか。(§ 90)				
	2 ヘッドガード、防護柵、転倒時保護構造を有している機械を使用しているか。				
	3 立入禁止区域に他の労働者を立ち入らせていないか。				
刈払機作業	1 キックバックを防止するため、往復刈りはしないように作業を行っている か。				
	2 刈払機を用いて作業を行う場合は、5メートル以内を危険区域とし、他の労働 者を立ち入らせないこととしているか。				

	3 作業中の労働者に近づくときには、合図を行い、刈払機の刈刃が停止したことを確認した上で近づいている。			
安全衛生教育等	1 雇い入れ時及び作業内容変更時に安全衛生教育を実施しているか。			
	2 チェーンソーを使用する労働者に、特別教育及び能力向上教育を実施しているか。			
	3 機械集材装置、簡易架線集材装置又は架線集材装置を運転する労働者に、特別教育及び能力向上教育を実施しているか。(§ 20, § 22)			
	4 車両系木材伐出機械を操作する労働者に、特別教育及び能力向上教育を実施しているか。(§ 20, § 22)			
	5 刈払機を使用する労働者に、安全衛生教育及び能力向上教育を実施しているか。			